

第25期 第8回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和6年2月27日(火曜日) 午後1時30分～午後2時00分			
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階 北会議室			
出席農業委員	今泉 宏治	早勢 光明	野村 真理子	嶺野 眞弓
	堀 勝			
欠席委員	寒河江 一富	中岡 亮太		
				計5名
				計2名

審議事項

報告第1号 現況証明願の専決処分について

所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
苫小牧市 字植苗 659番2	雑種地	登録なし	2,775	■■■■市字■■■ ■■■番地 ■■■ ■■■	地目変更の為	農地	農業委員 今泉 宏治 早勢 光明 推進委員 佐久間 貴子 溝口 憲昭

審議結果

原案承認

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号一1 (相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏名	住所		
		■■ ■■ ■■ ■■ ■■ ■■■■	■■■■字■■■■番地の■■ ■■■■市■■町■■丁目■■番■■号 ■■■■市■■町■■丁目■■番■■号	
2 届出に係る土地の所在等	所在・地番	地目		面積(m ²)
		登記	現況	
	字樽前 95番3	畑	畑	2,304
	99番1	畑	畑・雑種地	42,070
	258番2	牧場	畑	10,327
	260番	畑	畑	9,203
	330番	牧場	畑	2,998
	331番	牧場	畑	12,499
	388番	山林	畑・雑種地	36,390
3 権利を取得した日	令和5年8月30日			
4 権利を取得した理由	■■■ ■■■ (■■) の死亡による相続			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	(有) ・ 無			

報告第2号—2 (相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏 名		住 所		
	■■ ■■		■■■字■■■■番地		
2 届出に係る土地の所在等	所 在・地 番		地 目		面 積 (㎡)
			登 記	現 況	
	字樽前 141 番 1 158 番 1		原野 畑	畑 畑・雑種地	28,756 21,768
3 権利を取得した日	平成 11 年 8 月 12 日				
4 権利を取得した理由	■■ ■ (■) の死亡による相続				
5 取得した権利の種類及び内容	所有権				
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	① ・ 無				

※農地所有定格法人要件確認書は別紙 1

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確 認 要 件				
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件	農作業従事要件
(有) ■■■■■■■■■■	① ・ 否	① ・ 否	① ・ 否	① ・ 否	① ・ 否

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(所有権移転の設定)

土地の表示			譲渡人の状況		
所在・地番	地目		面積 (㎡)	住所・氏名	
	登記	現況			
苫小牧市字樽前 558 番	畑	畑	2,241	■■■市■■区■■■■丁目 ■■■ ■■■■■■■■ ■■■ ■	
譲受人の状況					
住所・氏名	農業従事者	経営面積	大農機具及び自家労働力以外の労働力	経営作物	
■■■市字■■ ■■■番地 ■■ ■	2 人	119,390.73 ㎡	トラクター 1 台 ディスクモア 1 台 テッダ 1 台	肉用牛 4 頭	
申請理由及び契約の内容					
申請理由・・・譲渡人～ 永年農地として占有していた占有者に売払いするもの。 譲受人～ ■■■所有地を農地として占有しているので■■■より払下げを受けるもの。					
契約の内容・・・ 売買 (所有権)					
対 価・・・ ■■■■■■■■円 (■■■■■■円/10a)					
引渡時期・・・ 許可後					

※農地法第3条調査書は別紙2

審議結果	原案可決
------	------

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■郡■■■町■■■■■■■■番地

記載年月日		令和4年1月25日	令和5年1月30日	令和6年1月19日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	63(苜12)	63(苜12)	63(苜12)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	豚	豚	豚	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告	1,702,573,910	1,903,143,970	2,581,158,658
		前回報告	1,903,143,970	2,581,158,658	2,691,300,220
		報告	2,581,158,658	2,691,300,220	3,197,154,163
		合計	6,186,876,538	7,175,602,848	8,469,613,041
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		3人(300)	3人(300)	3人(300)
	農地提供者	①	1人(2)	1人(2)	1人(2)
	農業常時従事者	②	2人(298)	2人(298)	2人(298)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統の 有する議決権)		()	()	()
①~⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		3人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	3人	3人	3人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	3人	3人	3人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)					
備考		○代表取締役交代 R3年10月■■■■氏から■■■■ ■■■■氏に交代			

農地法第3条調査書

(所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定)

譲受人： ■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■ ■	譲渡人： ■■ ■	作成者： ■■ ■■
	判断の理由	不許可 に該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法以外の法人)	・譲受人は個人の農業者である。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は年間365日農作業に常時従事している。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えている。	しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地である。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・譲受人は長年に渡り樽前地区で畜産農家を営んでおり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。	しない